

## 平成19年度市町村保育料の多子世帯に係る軽減状況表

長野県教育委員会事務局こども支援課

	複数児童が同時入所している場合の保育料基準額に乗じる負担率 (%)				複数児童の同時入所を要件としない軽減状況	
	第2～第4階層				軽減対象	軽減内容
	保育料が最も小さい児童	左の次に保育料が小さい児童	左の次に保育料が小さい児童	左の次に保育料が小さい児童		
国基準 (*)	100	50	10	10		
○第3子の保育料を無料化している市町村...以下21市町村						
須坂市・中野市・南相木村・下諏訪町・富士見町・小川村・山ノ内町	100	50	0	0		
塩尻市	100	50	0	0	第2子	90%
					第3子	80% 左記と比べて、高い軽減率を適用
青木村	100	50	-	-	第2子	基準額×50%
					第3子	無料
松本市	100	30	0	0	単独入所の第3子以降	左記負担率×80%
上田市	100	40	0	0	第1子が小学生の場合の第3子以降	左記負担率×50%

平成19年度市町村保育料の多子世帯に係る軽減状況表

岡谷市		100	50	0	0	18歳未満児童を3人以上養育する場合の第3子以降	第3階層まで無料 第4階層以降×10%
飯田市		100	50	0	0	18歳未満の兄弟がいる児童	左記負担率×90%
飯山市		100	50	-	-	第3子以降	左記のとおり
	第3子以降入所（2～4階層）	0	50	10	10		
	第3子以降入所（5～7階層）	50	50	10	10		
東御市		100	50	0	0	第3子以降	左記負担率×50%
長和町		100	40	0	0	母子世帯	無料
原村		100	50	0	0	第2子 第3子	基準額×50% 無料
高森町		100	50	0	0	3歳以上 第3子以降	無料

						3歳未満第3子以降	左記負担率×90%
阿智村		100	50	0	0	同一世帯で同居する第3子以降	左記負担率×50%
信州新町		100	50	-	-	第3子以降	左記のとおり 20年度改正予定
	第3子以降が入所する場合	0	0	50	100		
木島平村		100	50	0	0	18歳未満の子のうち第4子以降	無料
○その他、国基準よりも軽減を行っている市町村...以下7市町村							
阿南町		100	50	10	10	第3子以降	左記負担率× 2～3階層60% 4階層50% 5階層40% 6階層30% 7階層20%
泰阜村		100	25	-	-		
	第3子以降が入所する場合 (第2階層以上) 4歳児0円			0・1歳児 2000円 2・3歳児 1000円			
喬木村		100	50	10	10		左記負担率×80%
豊丘村		100	50	10	10	18歳未満の第3子以降	左記負担率×50%

平成19年度市町村保育料の多子世帯に係る軽減状況表

朝日村	2～4階層	100	50	10	5	第3 子以 降	左記負担率×50%
	5～7階層	50	50	10	10		
小布施町		100	50	5	5		
栄村	所得税 60,000円 未満	100	50	10	5		
	所得税 60,000円 以上	50	50	10	10		

\*国基準とは、保育所運営費国庫負担金における基準であり、平成16年度からは民間保育所分についてのみ適応されます。